

都市再生特別措置法に基づき、令和8年3月31日※以降の

- **居住誘導区域 "外"** での 一定規模以上の住宅 の 建築目的 の 開発・建築等
- **都市機能誘導区域 "外"** での 誘導施設 の 建築目的 の 開発・建築等
- **都市機能誘導区域 "内"** での 誘導施設 の 休廃止 には

※ 恵那市立地適正化計画を令和8年3月31日に公表することに伴うものです。

事前に届出が必要です！

届出が必要な行為

立地適正化計画区域 "内" (=都市計画区域内)

(旧恵那地区: 大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町)

で行われる以下の行為

① 【居住誘導区域 "外"】

開発行為

- ・ 3戸以上の住宅 の 建築目的 の 開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅 の 建築目的 の 開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの

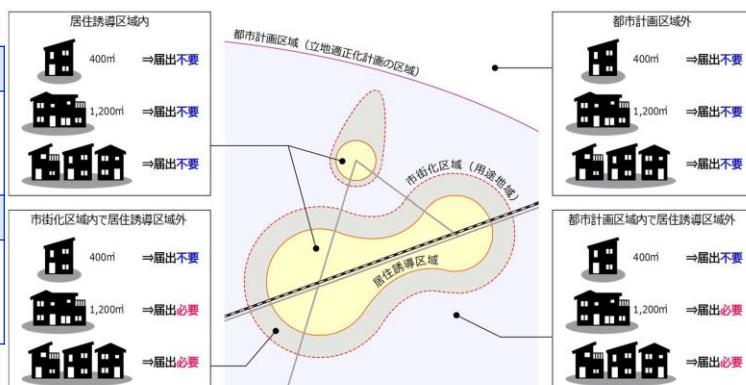
建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅 を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※立地適正化計画区域 "外" は届出対象"外" です。

(恵南地区: 岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作)

■届出の対象例



② 【都市機能誘導区域 "外"】

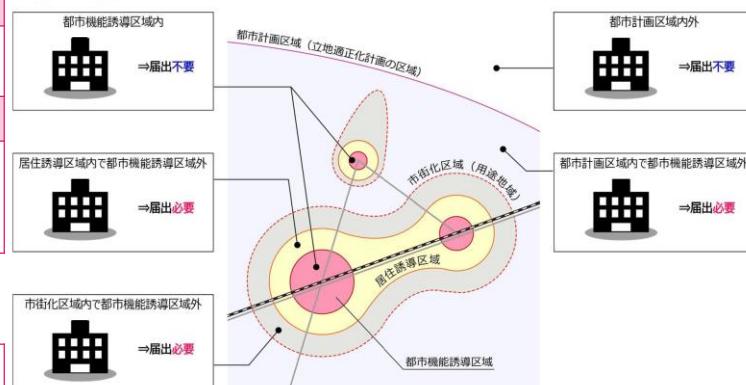
開発行為

- ・ 誘導施設*を有する建築物 の 建築目的 の 開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- ・ 誘導施設*を有する建築物 を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設*を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し誘導施設*を有する建築物とする場合

■届出の対象例



③ 【都市機能誘導区域 "内"】

- ・ 誘導施設*を休止又は廃止しようとする場合

※ 誘導施設一覧は裏面をご確認ください

届出の期日

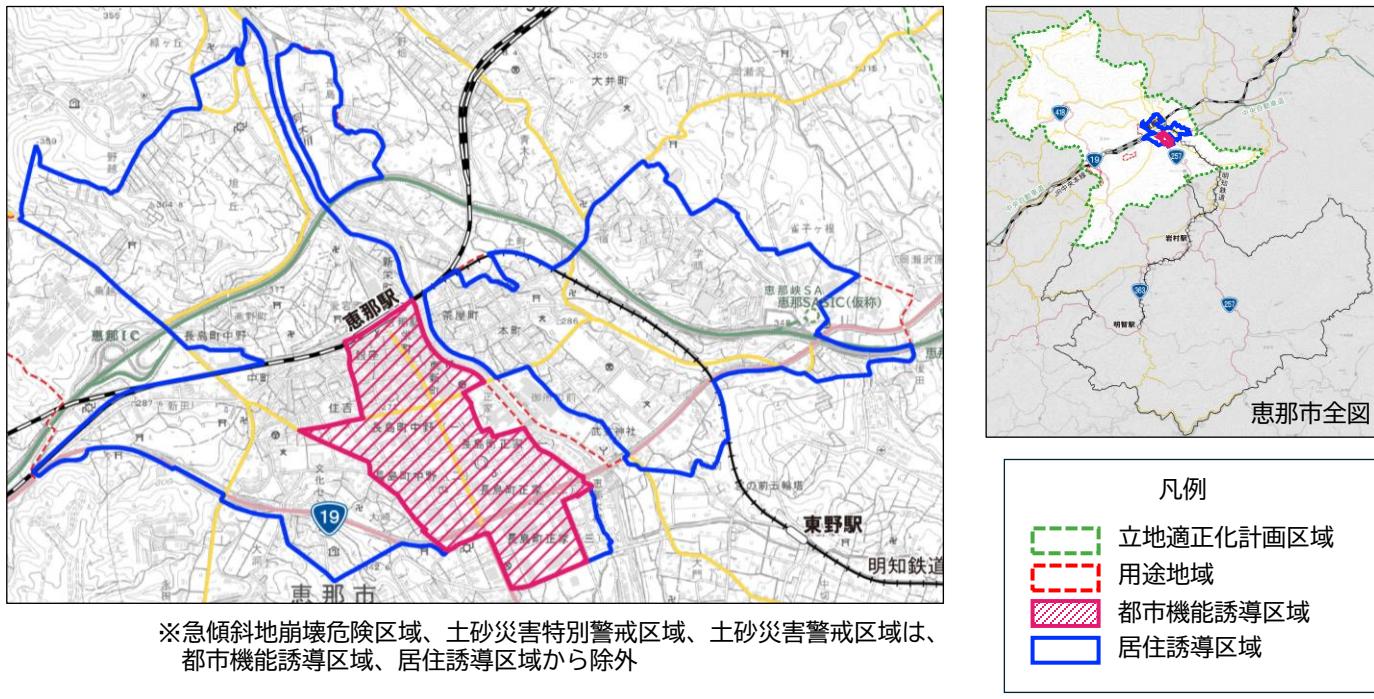
対象となる行為に 着手する日の30日前 までに届出が必要です。



届出対象の誘導施設

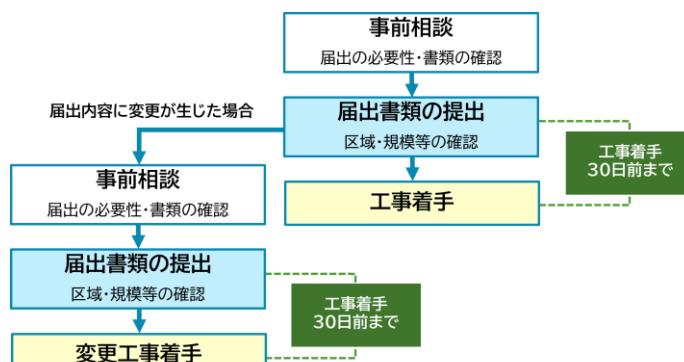
誘導施設	定義
市役所・地区事務所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館相当施設
文化会館・美術館等	博物館法第2条第1項、第29条に規定する博物館・美術館、これらに相当する施設
観光交流センター	観光や恵那市情報の発信拠点
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する面積1,000m ² 以上の店舗
食品スーパー	上記以外で、生鮮食品（3品（青果、精肉、鮮魚）すべて）を取り扱う店舗
銀行・信用金庫	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法第4条に規定する信用金庫、労働金庫法第6条に規定する信用金庫、日本郵便株式会社法第4条に規定する郵便局等
福祉センター	社会福証第14条に規定する総合福祉センター相当施設 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター施設 恵那市福祉センター条例第2条に規定する福祉センター
子育て支援センター・ひろば	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設。市全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設
児童館・児童センター	児童福祉法第40条に規定する児童館、児童センター等施設

都市機能誘導区域・居住誘導区域



届出の流れ

- ・行為着手日の30日前までに、
恵那市 都市整備課に届出書類を提出してください。
 - ・届出書の様式は市ウェブサイトからダウンロード
してご利用ください。
 - ・提出方法
 - 1 市ウェブサイトの提出フォーム（電子）
 - 2 市都市整備課へ持参または郵送



問い合わせ先

恵那市 都市整備課 計画係（市役所本庁舎2階）
TEL：0573-26-6842

市ウェブサイト 提出フォーム

